

# 介護の通信

2022年秋号

ダイバーシティ推進センター発

## ★ ご存知ですか？ 長崎大学の介護支援制度

育児・介護休業法は、休むための制度ではなく、働き続けることが前提の法律であり、雇用主と結んでいる労働の義務の免除のための制度です。本学の制度は、法律で定める基準より充実した支援制度となっています。

支援制度	制度概要	
勤務時間	早出遅出勤務	要介護者の介護をする職員が、1日の所定労働時間を変更することなく始業・終業時刻を変更できる制度(業務の運営に支障がある場合を除く)
	深夜勤務の制限	業務の運営に支障がある場合を除き、午後10時から午前5時までの間の労働を制限する制度
	所定外労働の制限	業務の運営に支障がある場合を除き、所定外労働を制限する制度(介護の必要がなくなるまで時間外労働を制限する)
	介護時間	介護を行うために勤務しないことが相当と認められる場合、短縮勤務を認める制度(1日最大2時間の短縮勤務(取得開始日から3年間)、無給)
休暇制度	介護休暇	年に5日間(要介護者が2人以上の場合は10日。1日単位または分単位)
		通算6月(非常勤職員93日)の期間内。3分割まで可能。1日もしくは始業の時刻又は終業の時刻から連続した4時間の範囲内。2週間前までに申請が必要。

長崎大学は、育児・介護・病気等を理由とし、要件を満たせば在宅勤務も可能です。

### イベント情報

10/7(金) 14:00~15:30  
第2回仕事と介護の両立セミナー  
(ZOOM)

講師：榊 寿恵氏  
(長崎市地域包括支援センター連絡協議会 会長)

地域包括支援センターの役割と活用方法、インフォーマルサービスなどを学び、仕事と介護の両立について考えます。

申込はこちら



11/11(金) 学内限定 ※要予約  
仕事と介護の両立サポート  
教職員相談会  
(大学病院面談室)

個別対応です。  
事前にご予約ください。  
また、ご希望の日時に対応も可能です。



※ 制度利用は、勤務形態により要件が異なります。詳しくは、各部局人事担当または以下相談窓口にお尋ねください。



### 介護準備ハンドブック 「介護準備のABC～働くあなたのために～」

仕事と介護の両立のための情報提供の一環として学内教職員には無料でお送りしています。お気軽にお問い合わせください。

学内の介護に関する支援制度、介護保険制度について等、介護に関する心配や不安の相談に応じます。

## 介護の相談窓口(学内)のご案内

利用対象：長崎大学学生・教職員  
場 所：文教・坂本・片淵各キャンパス・病院  
メー ル：omoyai\_soudan@ml.nagasaki-u.ac.jp  
電 話：095-819-2179

介護コンシェルジュが対応します。どうぞお気軽にご連絡ください。



長崎大学  
ダイバーシティ  
推進センター

〒852-8521 長崎市文教町1-14  
TEL:095-819-2179/2889 FAX:095-819-2159  
mail:omoyai\_staff@ml.nagasaki-u.ac.jp  
HP:https://www.cdi.nagasaki-u.ac.jp

